

各 { 都道府県教育委員会担当課
指定都市教育委員会担当課
都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の
学校設置会社主管課 } 御中

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害児福祉主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

東日本大震災により被災した障害のある子どもに対する状況把握及び支援等について

今般の東日本大震災により被災した障害のある子ども及びその保護者への支援については、最大限の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

被災地においては、通所事業所が倒壊するなど必要な支援を提供できていない地域があり、また、避難生活の長期化や他都道府県に避難、転校したこと等からくるストレスや疲労、生活再建に向けた保護者の活動が必要であることから、今後新たな福祉ニーズが発生することも予想されます。被災した障害のある子どもに対する支援を一層充実するため、下記について、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会においては所管の学校に対し、また、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属学校を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の学校に対し、都道府県障害児福祉主管課においては管内市町村に対し周知をお願いするとともに、教育委員会等と市町村障害児福祉主管課が連携を密にして障害のある子どもの状況把握や支援に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 障害のある子どもの状況把握及び支援について

教育委員会、学校等と市町村障害児福祉主管課が連携し、障害のある子どもとその家族の安否確認を行うとともに、支援が必要な障害のある子ども等の把握に努めていただきますようお願いいたします。

特別支援学校や特別支援学級のある小・中学校のみならず障害のある子どもが在籍しているすべての学校においては、障害のある子どもの状況を把握し、スクールカウ

ンセラー等を活用した心のケアなど必要な教育上の支援に努めていただきますようお願いいたします。併せて、放課後や長期休暇中の預かり等の福祉ニーズの把握にも努めていただきますようお願いいたします。

市町村障害児福祉主管課においても、委託している指定相談支援事業者（以下「委託相談支援事業者」という。）を積極的に活用して、現在福祉サービスを利用している者だけでなく、新たに福祉ニーズが発生している障害のある子ども等の把握に努めていただきますようお願いいたします。

福祉ニーズの把握にあたっては、別添1を参考にしてください。

2 教育と福祉の連携による支援について

教育委員会、学校等においては、支援を必要とする子どもを把握した場合、保護者の意向を確認した上で、市町村障害児福祉主管課に連絡するなどの対応をしていただきますようお願いいたします。また、保護者の死亡、保護者の養育困難等により保護が必要な子どもを把握した場合は、速やかに管内児童相談所に通報いただきますようお願いいたします。

市町村障害児福祉主管課または委託相談支援事業者においては、保護者や教育委員会、学校等から連絡があった場合、家庭や避難所、学校等を訪問して面接によりニーズ確認をする等きめ細かな対応を心がけるようお願いいたします。また、福祉サービスの利用調整に当たって、教育委員会、学校等と連携する必要がある場合は、保護者の意向を確認し、連携が適切に行われるようにするとともに、地域に福祉サービスが不足している場合は、地域自立支援協議会等を活用して協議するようお願いいたします。

なお、教育委員会等と市町村障害児福祉主管課とが円滑に連携できるよう市町村障害児福祉主管課においては市町村教育委員会に対して、都道府県障害児福祉主管課においては都道府県教育委員会等に対して、市町村障害児福祉主管課及び必要に応じて委託相談支援事業所の連絡先等について情報提供いただきますようお願いいたします。

3 障害児支援に関する相談支援窓口等の周知について

岩手県、宮城県、福島県の教育委員会等においては、学校を通じて被災した障害のある子ども及びその保護者に対して別添2の相談支援窓口を、市町村障害児福祉主管課においては、住民に対して市町村障害児福祉主管課窓口及び委託相談支援事業者の連絡先を併せて、周知いただきますようお願いいたします。

本件連絡先

【教育関係】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係（浦田、岡）
（電話）03-6734-3193
（FAX）03-6734-3737

【福祉関係】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室（佐藤）
（電話）03-3595-2608
（FAX）03-3591-8914

福祉ニーズを把握するためのチェック項目（例）

- 1 安否情報（家族を含む）
- 2 避難の状況
 - （1）避難場所
 - （2）震災前住所
 - （3）連絡先、連絡方法（携帯電話番号等）
 - （4）被災状況（家屋、自家用車、家財等）
- 3 本人の状況
 - （1）受けていた医療、服薬内容（かかりつけ医情報、保険証の有無、留意点等）
 - （2）日常生活上の支援の状況
 - （3）障害の状況（手帳の有無、種別・等級）
- 4 現在受けている福祉サービス
 - （1）サービス名
 - （2）事業者名・連絡先
 - （3）担当者
- 5 困っていること、してほしいこと
 - （1）福祉
 - （2）医療
 - （3）就労
 - （4）住居
 - （5）経済
 - （6）物資として希望する物
 - （7）その他
- 6 支援の必要性和緊急度
- 7 必要な福祉サービス [例]
 - （1）ホームヘルプサービス（居宅において行う身体介護や家事援助）
ショートステイ（施設等における預かり＝宿泊を伴うもの、伴わないもの）
児童デイサービス（放課後等に行う療育その他の活動）
相談支援等
 - （2）その他のサービスや資源
- 8 対応方針
 - （1）サービス調整、関係機関への引継、継続支援の必要性
- 9 その他留意事項

東日本大震災で被災された 障害あるお子さんと保護者の方の ご相談に応じます。

このような相談に応じます（例）

- 福祉サービスの受給者証を紛失したが、サービスが使えるか教えてほしい
- これまで福祉サービスを使ったことがないので、どのようなサービスがあるか教えてほしい
- サービスに係る自己負担額を減免してほしい
- 日常生活の介助の手伝いをしてほしい、外出時の付き添いをしてほしい
- 震災後、十分な睡眠がとれず生活リズムが乱れている
- 保護者の就職活動等のために、子どもを日中預かってほしい
- 放課後や長期休暇中に遊んだり、学んだりする場所がほしい
- 住む場所がないので探してほしい
- 子ども用の紙おむつが手に入らないので困っている

このように対応します（例）

- サービス利用のお手伝いをします
- 地域にあるサービスの情報を提供します
- 障害のある子どものための物資をお届けします
- サービスを利用したいとお伝えいただいても、地域に必要なサービスが足りないこともあります。その場合は、サービス事業所の定員を増やしてもらったり、新たにサービスを作れないか検討します。また、ヘルパーなどの職員が足りない場合は、全国の事業所から応援をもらいます

まずは、お電話ください。

障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部

（受付時間 8：00-20：00）

岩手県 電話：090-5351-3780（松岡）

宮城県 電話：090-2909-4066

福島県 電話：080-1859-3844（渡辺）

発達障害のある子どもに関して

【発達障害者支援センター】

- 岩手県：電話：019-601-2115（月～金 9：00～17：00）
- 宮城県：電話：022-376-5306（月～土 9：00～16：30）
- 福島県：電話：024-951-0352（月～金 8：30～17：00）
- 仙台市：電話：022-375-0110（月～金 9：00～17：00）

子どもの養育や生活に関して

- 児童相談所全国共通ダイヤル：0579-064-000（下記以外）
- 宮城県東部児童相談所：0225-95-1121

障害福祉サービスなどの利用に関して

【市町村福祉部局】

福祉サービスの利用申請、変更等は、最寄りの市町村障害福祉主管課窓口にご相談ください。

【県庁、政令市福祉部局】

- 岩手県：保健福祉部障がい保健福祉課 電話：019-629-5447 FAX：019-629-5454
- 宮城県：保健福祉部障害福祉課 電話：022-211-2539 FAX：022-211-2597
- 福島県：保健福祉部障がい福祉課 電話：024-521-7170 FAX：024-521-7929
- 仙台市：健康福祉局障害企画課 電話：022-214-8163 FAX：022-223-3573

【厚生労働省】

- 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 電話：03-3595-2608 FAX：03-3691-8914